

# 長期優良住宅の認定を受けられたみなさまへ

## 認定後に行っていただくこと

### ■ 計画どおりのメンテナンスをしましょう

認定を受けられた方は、認定を受けた計画に基づいてメンテナンスを行ってください。

### ■ 建築やメンテナンスの記録を保存しましょう

認定を受けられた方は、認定長期優良住宅の建築やメンテナンスの状況に関する記録を作成・保存してください。（裏面参照）

## こんなときは手続きが必要です

### ■ 認定を受けた計画を変更しようとするとき

認定を受けられた方は、認定を受けた計画を変更するときは、あらかじめ札幌市の認定を受ける必要があります。

※ 建築だけでなく維持保全計画などを変更しようとする場合も同様です。

### ■ 認定長期優良住宅を相続や売買するとき

相続・売買等により地位を引き継ぐ場合は、札幌市の承認が必要となります。

## ご注意いただきたいこと

### ■ 札幌市から報告を求められたとき

認定長期優良住宅の建築やメンテナンスの状況について、札幌市が報告を求めることがあります。

その際は、建築やメンテナンスの状況に関する記録等の活用により報告を行ってください。

※ 札幌市が報告を求めたときに、報告をしない、又は虚偽の報告をした方は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

### ■ 認定の取消し

計画に基づいたメンテナンスを行わず、札幌市に改善を求められ、従わない場合は、認定を取り消すことがあります。

## 認定長期優良住宅における記録の作成と保存について

認定を受けられた方は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、認定長期優良住宅の建築やメンテナンスの状況に関する記録を作成・保存する必要があります。（電子データ等による作成・保存も可）

### ■ 作成・保存する項目・図書の概要

作成・保存する項目	記載されている図書の例
長期優良住宅建築等計画に記載した事項 ・住宅の位置 ・住宅の構造及び設備 ・住宅の規模 ・維持保全の方法及び期間 ・建築及び維持保全に係る資金計画等	認定申請書の副本
認定通知書に記載された事項 ・認定を受けたこと ・認定年月日 ・認定を受けた者の氏名 ・認定番号	認定通知書
札幌市が報告を求めた事項 ・工事完了報告の年月日 ・報告内容	工事完了報告書
認定申請をした住宅の設計内容等	設計図書等
実施をした維持保全（点検・補修等）の内容等 ・維持保全を行ったこと ・維持保全を行った年月日 ・維持保全の内容 ・維持保全を委託した場合の委託先	（維持保全を委託した場合） 契約書、実施報告書等

※ 変更等があった場合は、変更等に係る事項についても記録の作成・保存が必要となります。

### ■ お問合せ先

札幌市都市局建築指導部建築確認課

電話 011-211-2846